

平成28年第5回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

平成28年第5回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成28年12月21日

午後2時00分 開 会

(中川村議会議員紹介)

組合長あいさつ

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長選挙

第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

第6 議案の上程及び提案説明

議案第15号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第16号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 平成28年度伊南行政組合一般会計補正予算(第2号)

議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算(第1号)

第7 議案に対する質疑及び委員会付託

第8 一般質問

(議会全員協議会)

(委員会審査)

第9 委員長報告、質疑、討論及び採決

出席議員（17名）

1番	菅 沼 孝 夫	2番	加 治 木 今
3番	中 坪 宏 明	4番	三 原 一 高
5番	坂 井 昌 平	6番	岩 崎 康 男
7番	坂 本 裕 彦	8番	松 下 寿 雄
9番	竹 沢 秀 幸	10番	久 保 島 巖
11番	中 村 明 美	12番	山 崎 啓 造
13番	大 原 孝 芳	14番	中 塚 礼 次 郎
15番	清 水 正 康	16番	城 倉 栄 治
17番	天 野 早 人		

説明のために出席した者

組 合 長	杉 本 幸 治	副 組 合 長	下 平 洋 一
副 組 合 長	曾 我 逸 郎	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	堀 内 秀	事 務 局 長	米 山 久 之
会 計 管 理 者	馬 場 昭 一	病 院 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者	村 岡 紳 介
病 院 事 務 長	市 瀬 憲 治	病 院 経 営 企 画 室 長	山 岸 洋 一
病 院 総 務 課 長	上 久 保 誠		

事務局職員出席者

事務局次長 唐 澤 彰

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○次 長（唐澤 彰君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（松下 寿雄君） 平成28年も残りあと10日となり、年の瀬もいよいよ押し迫ってまいりました。それぞれにお忙しい時期を迎えられたことと存じます。

この一年を振り返りますと、1月には軽井沢町での大型観光バスの横転により将来のある若者の命が多数失われた大事故の発生、また、4月には九州熊本地方での地震災害の発生、そして8月には台風10号による東北地方、北海道の広範囲での被害など、全国各地で大きな事故や災害が発生した一年だったのではないかと思います。これに対しまして、当伊南地区では、2つのアルプスに囲まれた地域特性や地域の皆さんの支え合いもあり、大きな災害の発生もなく、おかげさまで、まずは平穏な一年であったのではないかと考えております。11月には当地域でも経験のなかった初積雪が観測され、非常に驚いたところではございますが、それ以降は例年並みの気候に戻っており、地域の皆様が穏やかな新年を迎えられますことを切に願うところでございます。

これより、平成28年11月21日付、告示第8号をもって招集された平成28年第5回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

この際、議事の進行上、中川村選出議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

ここで中川村議会の構成の変更により伊南行政組合議会議員とされました山崎啓造議員、大原孝芳議員、中塚礼次郎議員を御紹介いたします。

それぞれ自席にて自己紹介をお願いいたします。

〔仮議席12番 山崎啓造議員 起立〕

○仮議席12番（山崎 啓造君） 中川村村議会議長、山崎啓造と申します。よろしくをお願いいたします。（一同拍手）

〔仮議席12番 山崎啓造君 着席〕

〔仮議席13番 大原孝芳君 起立〕

○仮議席13番（大原 孝芳君） 中川村議会、大原孝芳と申します。よろしくをお願いいたします。（一同拍手）

〔仮議席13番 大原孝芳君 着席〕

〔仮議席14番 中塚礼次郎君 起立〕

○仮議席15番（中塚礼次郎君） 中川村村議会議員、中塚礼次郎と申します。よろしくをお願いいたします。（一同拍手）

〔仮議席14番 中塚礼次郎君 着席〕

○議長（松下 寿雄君） ありがとうございます。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりごあいさつをお願いいたします。

○組合長（杉本 幸治君） 平成28年11月21日付、告示第8号をもって平成28年第5回伊南行政組合議会定例会の招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、年末のお忙しい中、御出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

また、8月に中川村議会の議会構成の変更があり、それぞれ、ただいまごあいさつをいただきました新たに3名の皆さんに伊南行政組合の議員ということになりました。引き続き御活躍いただきます議員の皆様とともに、伊南地域の発展と住民福祉増進のためにお力添えをいただき、御活躍を賜りますことを御期待を申し上げます。

なお、今議会では、中川村議会の構成がえに伴い、組合議会の申し合わせにより副議長選挙及び常任委員会委員等の選任が予定をされております。いずれも円滑なうちに御決定をされ、よりよい議会運営ができますよう心から御期待を申し上げます。

さて、平成28年も残すところ10日ほどになってまいりました。ことしも全国的には、熊本大震災や台風などにより自然災害が多発をした一年ではありましたが、伊南地域といたしましては、大きな災害もなく、比較的平穏な状況で年末を迎えることができました。

ことし一年を振り返りますと、まず4月14日と16日に熊本・大分地方で最大震度7を観測します大規模な地震が発生をし、大変残念なことに甚大な被害が発生をいたしました。

また、ことしは日本へ上陸をします台風が例年に比べかなり多く、観測史上2位である6つの台風が上陸をし、9月20日の台風16号では、西日本など各地で豪雨をもたらし、大きな影響を与えたところであります。

また、ことし7月の参議院議員選挙から20歳から18歳に選挙権年齢が引き下げられました。今後、これからの社会、将来を担う若者がみずからの意見を政治に反映させる契機となることを願うところであります。

一方、明るい話題では、8月に行われましたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックにおいて長野県出身選手のすばらしい活躍もあり、4年後の東京オリンピック・パラリンピックへの期待が高まったところであります。伊南地域でも、JICA訓練所が所在するまちの縁から、駒ヶ根市ではネパール、ベネズエラのホストタウン登録がされておりますので、今後、これらの国際交流を通じ、一層の地域活性化が図られることを願っております。

次に、最近の経済動向であります。内閣府が12月8日に発表しましたことし7月から9月までの国内総生産、GDP成長率の2次速報値では、実質成長率は前年比プラス0.3%、年率に換算をいたしましてプラス1.3%でした。また、11月の内閣府の月例経済報告によりますと、景気はこのところ弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いているとしておりまして、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって緩やかな回復が期待される、ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。このような経済情勢の中で、地方におきましても大変厳しい財政状況にあります。経済再生と財政健全化の双方を実現していくため、平成28年度補正予算等を活用し、未来への投資を

現する経済対策を着実に実施をし、投資の増加や雇用環境の改善につなげ、中小規模事業者も含めた経済の好循環の拡大に向けた努力が求められているところでございます。

伊南の市町村におきましても、それぞれの地域特性を生かしながら全力でまちづくりに取り組んでおります。伊南は一つの理念のもと、伊南地域が相互に連携することで相乗効果が上がることも思います。DMOなど新たな取り組みを初め、一層の情報交換と協力体制をとりながら、積極的な地域活性化施策が展開されるよう願っているところでございます。

さて、伊南行政組合におけます各事業の進捗状況でございます。

一般会計事業では、し尿処理、不燃物処理、火葬場等の事業について、それぞれ検討すべき課題がある中で、関係機関や市町村との協議、検討を進めながら、施設の運営等をおおむね順調に推移しているところでございます。

その中で、し尿処理に関しましては、施設の老朽化が進み、処理量が年々減少している中で、将来の施設整備方針について、下水道投入方式を中心に、それぞれの市町村での単独処理と伊南の共同処理との比較検討など、長年、研究を進めてきております。今年度、民間のコンサルに委託をし、将来の施設整備方針について比較検討できる資料を作成中でありまして、2月上旬には報告書が出せる予定でございます。年度末までには整備方針を固めてまいりたいと考えております。

不燃物処理事業に関しましては、平成29年4月から上伊那広域連合に移管をされ、クリーンセンター八乙女に一本化されることになっております。伊南では、一部、有害廃棄物、乾電池、廃蛍光管、取り灰の3種類の保管のみ行うことになり、これまでに比べ大幅に業務が縮小をされます。伊南としましては、これら有害廃棄物を保管するストックヤードを確保した上で、現在、使用をしております分別処理施設等を除去し、用地の大部分を駒ヶ根市に返却することになりますが、駒ヶ根市の跡地利用計画と調整をしながら、今後、必要な整備を行っていく予定でございます。

次に、病院事業につきましては、本年3月に急性期後の在宅復帰支援のため地域包括ケア病棟の整備が行われたところでございます。現在32床が順調に稼働をしております。退院支援、訪問看護部門が集約をされ、行政が行う介護保険手続などを院内でも行い、医療、介護の地域連携を推進をしているところでございます。

次に医師数であります。現在30名で、前年同期より1名減少をしておりますが、現在も鋭意、各方面を通じまして医師の確保に努力をしているところでございます。今後も一層、医師招聘に努め、チーム医療の推進に努めてまいります。

また、病院の今年度上半期の収支状況であります。患者数は、前年度に比べ入院が8.6%、外来は4%と、ともに増加をしております。病院事業収益全体では、前年度比3.3%増加に対して、病院事業費用は1.9%増にとどまっており、上半期の純利益は前年を8.8%上回る良好な結果となっております。今後、年度後半の動向に注視をしながら、引き続き医療機関、介護施設などとの連携を推進するとともに、経費圧縮に努め、安定をした経営体制の実現に向けて努力をしております。

また、先日の議会全員協議会でも御説明を申し上げましたが、現在、総務省のガイドラインによります昭和伊南総合病院新改革プランを作成をしております。今回、新たな視点として地域医療構想を踏まえた役割の明確化が加わり、これらを踏まえ、地域医療のために果たすべき役割と持続可能な経営のあり方について

方向を定め、伊南地域の中核医療機関として地域住民のこれまで以上の安全・安心のため、さらに努力をしてまいりたいと考えております。本日、お願いをいたします全員協議会におきまして伊南議会の皆様から御意見も賜り、それらを反映をしてプランを作成をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、今議会に提案を申し上げます議案でございますが、条例案件4件、補正予算2件の計6議案でございます。

条例案件の4件のうち法改正に伴います条例改正が2件で、番号法の一部改正による個人情報保護条例の引用条項整理を行う改正と雇用保険法の一部改正によります退職手当支給条例の引用条文整備の改正であります。

また、給与条例関係が2件でございますが、国家公務員及び駒ヶ根市一般職の職員の給与改定に準じまして一般職の職員の給与条例を改正するものと駒ヶ根市常勤の特別職の職員の給与改定に準じ病院事業管理者の給与条例を改正するものでございます。

補正予算につきましては、一般会計では職員給与の改定と人事構成の異動に伴います人件費の精算により予算の減額を提案させていただきます。

また、病院事業会計では、入院患者数の増加に伴います医業収益の増加と、それに伴います材料費等の増加、職員給与の改定と人事構成の異動に伴います人件費の精算によります予算の補正をお願いするものでございます。

今議会に提案を申し上げますこれらの案件につきまして、何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、申し上げます、第5回定例会開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長（松下 寿雄君） ただいまから議事に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

議席は、組合議会会議規則第4条第2項の規定により議長において指名いたします。

事務局より朗読させます。

○次 長（唐澤 彰君） 朗読いたします。

12番 山崎啓造議員、13番 大原孝芳議員、14番 中塚礼次郎議員。

以上でございます。

○議 長（松下 寿雄君） ただいま朗読をいたしましたとおり議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により16番 城倉栄治議員、17番 天野早人議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定を適用いたしまして指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

副議長の指名を議長においてしたいと思いますが、これ御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

つきましては、副議長に清水正康議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました清水正康議員を副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました清水正康議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました清水正康議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により口頭をもって告知いたします。

副議長に当選されました清水正康議員から承諾とごあいさつをお願いいたします。

御登壇をお願いいたします。

〔副議長 清水正康君 登壇〕

○副 議 長（清水 正康君） ただいま皆様に伊南行政組合議会の副議長ということでお認めいただきました宮田村の清水正康です。もとより浅学菲才な身ではありますが、松下議長をしっかりとサポートし、これからも伊南地域、責任ある発展を遂げるために一生懸命働きたいと思います。引き続き皆様方のお力添えをいただきまして、副議長という職を全うできますことをよろしく願いいたします。簡単ではありますが就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。（一同拍手）

〔副議長 清水正康君 降壇〕

○議 長（松下 寿雄君） 日程第 5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。
事務局に朗読させます。

○次 長（唐澤 彰君） 朗読いたします。
総務衛生委員、12番 山崎啓造議員、14番 中塚礼次郎議員。
病院厚生委員、13番 大原孝芳議員。
以上でございます。

○議 長（松下 寿雄君） ただいま朗読いたしましたとおりに指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおりに、それぞれ常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。
事務局に朗読させます。

○次 長（唐澤 彰君） 朗読いたします。
議会運営委員、12番 山崎啓造議員、13番 大原孝芳議員。
以上でございます。

○議 長（松下 寿雄君） ただいま朗読いたしましたとおりに指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおりに、決定をいたしました。

先ほど副議長選挙及び中川村議会選出議員の変更によって、総務衛生委員会においては委員長が、病院厚生委員会においては副委員長が欠員となっております。各委員会は、委員会を開催し、総務衛生委員会においては委員長を、病院厚生委員会においては副委員長を互選の上、議長まで報告願います。

常任委員会開催のため暫時休憩といたします。再開時刻は午後2時35分といたします。

午後2時22分 休憩

午後2時35分 再開

○議 長（松下 寿雄君） 休憩を閉じ本会議を再開いたします。

総務衛生委員会及び病院厚生委員会から互選結果の報告がありましたので、事務局に朗読させます。

○次 長（唐澤 彰君） 朗読いたします。
総務衛生委員会委員長、山崎啓造議員。

病院厚生委員会副委員長、城倉栄治議員。

以上でございます。

○議長（松下 寿雄君） 以上のとおり決定いたしました。

総務衛生委員会委員長及び病院厚生委員会副委員長から就任のあいさつをお願いいたします。

あいさつは自席をお願いいたします。

最初に総務衛生委員会委員長

〔総務衛生委員会委員長 山崎啓造君 起立〕

○総務経済委員長（山崎 啓造君） 先ほどの総務衛生委員会におきまして委員長の任を引き受けることになりました。未熟でございますが一生懸命務めさせていただきたいと思っております。何とぞよろしくお願いをいたします。（一同拍手）

〔総務衛生委員会委員長 山崎啓造君 着席〕

○議長（松下 寿雄君） 次に病院厚生委員会副委員長。

〔病院厚生委員会副委員長 城倉栄治君 起立〕

○病院厚生副委員長（城倉 栄治君） 先ほどの委員会におきまして病院厚生委員会の副委員長に選任いただきました城倉と申します。委員長の補佐をし、運営がスムーズにいくように頑張りたいと思っておりますので、皆様、よろしくお願いをいたします。（一同拍手）

〔病院厚生委員会副委員長 城倉栄治君 着席〕

○議長（松下 寿雄君） 以上をもちまして常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを終結いたします。

日程第6 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第15号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第16号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 平成28年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上6議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米山 久之君） それでは、議案第15号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書15-1ページをお開きください。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、同法を引用する条項を整理するものでございます。

議案書15-2ページをお開きください。

改正内容であります、第16条の改正は、法改正により生じた条ずれを改めるものでございます。

附則として、この条例は附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するもので、具体的には、平成29年3月31日が予定されております。

議案第15号の提案説明は以上でございます。

続いて、議案第16号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書16-1ページをお開きください。

提案理由ですが、平成28年の人事院勧告に基づく国会公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の額を改定するものでございます。

別にお配りしてあります議案第16号説明資料をごらんください。

Iの背景は国の給与改定の状況でございます。

IIの一般職の職員の給与改定であります。平成28年度の給与水準改定として(1)の給料表は4月1日に遡及して適用するもので、若年層に重点配分し、初任給、若年層を1,500円、その他は400円引き上げるものでございます。(2)の期末勤勉手当であります。民間の支給割合に見合う引き上げで、一般の職員は年間4.2月分を4.3月分に0.1月分引き上げるものであります。勤務実績を範囲させるため、6月12月の勤勉手当に0.05月分引き上げるものであります。(3)の給与改定に伴う所要額であります。14万2,000円になります。

それでは、議案書の16-2ページをお開きください。

第19条第2項の改正は、勤勉手当の支給割合をたゞいま資料で説明したとおり改正する規定であります。

附則第9項の改正は、過去の改正による給与が減ざられて支給されている職員の経過措置を今回の改正に適合するよう改めるものです。

別表第1は給料表を改めるもので、次ページ以降は改正後の給料表となります。

16-5・16-6ページをお開きください。

附則第1条は、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用するものでございます。

附則第2条は、改正前に支給されているものを改正後の内払いとみなすものとする規定であり、附則第3条は、この条例の施行に関し必要な事項を規則等に定める委任規定であります。

議案第16号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書17-1ページをお開きください。

提案理由ですが、雇用保険法の改正に準じ、失業者の退職手当について所要の改正を行うものでございます。

退職手当支給条例では、在職年数が短いなどの事情により退職時に極めて低額の退職手当しか受給しなかった退職者が、退職後、一定期間内に失業状態にある場合に、雇用保険の失業給付に満たない額を退職手当として支給する規定がございます。ことしの3月に雇用保険法が改正され、失業給付を構成する高年齢求職者給付金及び求職活動支援費などの定義の変更に伴う改正であります。

議案書17-2ページをお開きください。

改正内容であります。本文3行目からの第10条第5項及び第6項の改正は、高年齢求職者給付金の引用条文を改めるもの、本文7行目以下の第11項及び第15項の改正は求職活動支援費の引用条文を改めるものであります。

附則として、第1条では施行期日を平成29年1月1日とし、第2条以下は施行日以後の退職職員に関する経過措置を設けるものであります。

議案第17号の提案説明は以上でございます。

○病院事務長（市瀬 憲治君） 議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書18-1ページをお開きください。

提案理由でございますが、病院事業管理者の給料は駒ヶ根市の副市長の給与に準じて定めておりますが、このたび駒ヶ根市の特別職の給与改正に合わせ期末手当の額の改正を行うものです。

議案書18-2ページをお開きください。

伊南行政組合病院事業管理者の給料等に関する条例第4条の中で期末手当の支給率は伊南行政組合一般職の給与条例の読みかえ規定となっており、6月及び12月支給分について、それぞれ100分の7.5を増額したいとするものでございます。

以上、議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（米山 久之君） 続きまして、議案第19号 平成28年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

議案書19-1ページをお開きください。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算をそれぞれ63万円減額し、予算総額を12億293万5,000円とするものでございます。

今回の予算の補正は、年度当初の人事異動による人件費差額の精算と人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

19-3ページ、事項別明細書をお開きください。

先に歳出の部でございますが、2款 総務費、1款 総務管理費、1目 一般管理費を63万円減額させていただく内容であります。内訳は、給料、職員手当等及び共済費の増減になります。

2節の給料につきましては、給与改定により1万5,000円の増額になる一方で、人事異動に伴う職員構成の変動により20万8,000円の減少となり、差し引きでは19万3,000円の減額になります。

3節の職員手当等につきましては、給与改定における勤勉手当の支給率改定分などが10万7,000円増額になる一方、職員構成の変動分が26万円の減額となるため、差し引きで15万3,000円の減額になります。

また、共済費につきましても職員構成の変動分と給与改定に伴う増減により28万4,000円の減額になります。

給料及び職員手当の増減の明細は19-4ページの表もあわせてごらんいただければと思います。

続いて歳入の部でございますが、1款1項1目 分担金63万円の減額は、歳出予算の減額に伴い市町村分担

金を減額するものでございます。19-5ページから19-7ページにかけては給料及び職員手当の増減額の明細と状況について、19-8ページには市町村分担金調書を載せてございます。内訳につきましては後ほど御確認いただきたいと思います。

議案第19号の提案説明は以上でございます。

○病院事務長（市瀬 憲治君） 議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）につきまして提案説明を申し上げます。

議案書20-1ページをお開きください。

今回の補正ですが、収益的収入及び支出では、入院患者数の増及び1日当たりの診療単価の増による医業収益の増額とこれに伴う材料費の増額、また、人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定され、伊南行政組合一般職の給与も改定が予定されており、病院企業職職員の給与についてもこれに準じて改定することなどに伴う給与費の増額となります。

資本的収入では、がん診療整備事業としてマンモグラフィー及び在宅医療設備整備事業として訪問看護用車両が地域医療介護総合確保基金の補助対象となったことから企業債の減額、補助金の増額補正をお願いするものであります。

第2条 業務の予定量で1日平均入院予定患者数を196人に改め、第3条 収益的収入及び支出につきましては、収入、1項 医業収益を1億4,700万円増額し、1款 病院事業収益を64億5,326万2,000円とし、支出、1項 医業費用を1億4,700万円増額し、1款 病院事業費用を64億4,515万5,000円としたいとするものです。

第4条 資本的収入及び支出ですが、収入、1項 企業債を1,130万円減額し、4項 補助金を1,130万円増額したいとするものです。

議案書20-2ページをお開きください。

第5条 企業債の限度額を企業債1,130万円の減額に伴い1億4,870万円に、第6条 議会の議決を経なければ流用することができない経費は給与費8,900万円の増額に伴い36億8,605万2,000円とし、第7条 棚卸資産購入限度額は材料費5,800万円の増額に伴い13億4,170万円としたいとするものです。

議案書20-3ページをお開きください。

予算実施計画（補正予算第1号）ですが、収益的収入及び支出では、収入、1項1目 入院収益を入院患者数の増加及び1日当たりの診療単価の増により1億4,700万円増額、支出、1項1目 給与費を給与改定、職員の構成変動等により給料を3,330万円減額、諸手当を560万円減額、パート医師、看護師等の増員により賃金を1,490万円増額、退職者増加により退職給付金を2,000万円増額、前年度定年退職者が多かったことから取り崩しをいたしました退職給付引当金繰入額を前年度取り崩した額と同額の9,300万円増額し、合計8,900万円増額、2目 材料費を入院業務量増加に伴い薬品費3,300万円、診療材料費2,500万円、合計5,800万円増額し、収入及び支出についてそれぞれ1億4,700万円を増額補正したいとするものです。

資本的収入では、マンモグラフィー及び訪問看護用車両整備費が地域医療介護総合確保基金の補助対象となったことから、1項 企業債を1,130万円減額し、4項 補助金を1,130万円増額したいとするものです。

なお、議案書20-4ページ以降の給与費明細書、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表につま

しては、後刻お目通しをいただきたいと思います。

以上、申し上げ、議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（松下 寿雄君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。再開時刻を午後3時といたします。

午後2時54分 休憩

午後3時00分 再開

○議 長（松下 寿雄君） 本会議を再開いたします。

日程第7 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第15号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第16号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 平成28年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上6議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本日、提案されました議案は、別紙議案付託表のとおり常任委員会への付託をいたします。

委員会は、本会議中に内容を審査の上、議長まで審査結果を報告願います。

日程第8 これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせにより、質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっております。

2番 加治木今議員の質問を許可します。

○2 番（加治木 今君） それでは一般質問をさせていただきます。

2つの質問項目がございますが、最初に発達障害支援を伊南行政組合で行うことについてを質問させていただきます。

伊南行政組合の事務事業が減っていく中で、何回か事務事業の追加を提案してきました。この発達障害支援もそうです。前回の質問の折には、広域化の検討を進める必要があると見解をいただきました。今回は、今までよりさらに大きな枠組みでの取り組みを提案させていただきたいと思います。

近年、発達障害についてさまざまな研究がなされ、その支援の枠組みも大きくなっています。最近、新聞などでも特に高校生の学びの場づくりが取り上げられることが多くなりました。

さて、発達障害は1歳ごろからその支援を必要とする状況もわかり、支援を受けることもある一方、高校生

や大人になるまで何かわからない状況に親子ともに悩みながら、発達障害が原因であったとわかる親子も増えている現状もあります。就職に関しては高いハードルが待っているという状態です。このような現状の中で、教育、福祉、医療などが連携しなければならないと伊那養護学校の伊藤校長先生が提唱し、上伊那地区特別支援連携協議会が昨年発足し、今年度、2年目を迎えております。ここには上伊那の障害者総合支援センターきららを初め医療機関、学校の代表が参画しております。伊藤校長先生によりますと「まだ歩き始めたばかりですが、このような組織の必要性を高校生を卒業させていて実感しています。」とおっしゃっておられました。ここには、支援には専門家の育成や長い支援体制が求められていることがわかります。

現在、伊南地域では支援にずっとかかわっている専門職の皆さんが活動していますが、後継者を育てなければなりません。我が子のことで悩んでおられる親御さんもたくさんおられます。ここには人材の育成や相談体制の充実が強く求められています。これらの一つ一つの各市町村で担っていくのは、負担が多く、連携すべき機関が有効に効率的に動かせません。以前から申し上げておりますのは、つくし園の運営を中心にした発達障害への支援を伊南地区でということでしたが、今回は、地域間連携で発達障害に対する支援体制を伊南でつくり、専門的に取り組んでいる昭和伊南総合病院とこちらの医療センター駒ヶ根、4市町村利用のつくし園の運営も含めて、さらに大きな相談体制、小中学校への支援の考え方の一本化など、伊南で取り組むことを提案いたします。その効果は大きいものと思います。伊南の地を温かな子育てをゆっくりできる地として、子どもへの支援が、施設も、そして考え方も、そしてそれを助ける人材育成も積極的に取り組んでいる地としてとられていくことは大きな宝になるのではないのでしょうか。

質問事項といたしまして、つくし園の運営だけでなく、発達支援の継続、進歩、強化に対して伊南で取り組むことへの現状と見解を壇上でお聞きをいたします。

○組合長(杉本 幸治君) それでは加治木議員の御質問でございます。発達障害支援等を含めて、幅広く伊南行政組合で対応したらとの御質問でございます。

今までも、この発達障害児の支援事業に関しましては何回か伊南議会でも御質問いただいているところでございます。

そんな中で、まず駒ヶ根市の児童発達支援施設つくし園の運営の状況でございますけれども、平成27年度の利用人数は児童発達支援事業が延べ3,404人、放課後デイサービス事業やタイムケア事業も含めました延べ利用人数が4,076人となっております。このうち児童発達支援事業の市町村別の年間通所人数は、駒ヶ根市が2,329人、飯島町864人、中川村が27年はゼロでした。宮田村が211人となっております。また、平成28年度のこれまでの実績でありますけれども、9月30日現在で、延べ人数で駒ヶ根市1,392人、飯島町161人、中川村20人、宮田村37人となっております。

そこで、発達障害支援事業の継続、進歩、強化についての考え方でありまして、現状では、就学前児童につきましては駒ヶ根市のつくし園が対応し、小学校や養護学校に入りますと各市町村の教育委員会と県の教育委員会が、大人になってからは、就業支援などは各市町村の福祉の部署におきまして地域の実情に合わせた相談や支援が行われているところでございます。

そうした中で、伊那養護学校の保護者の皆さんと年1回意見交換をさせていただいております。その保護者の皆さん方の思いはですね、ぜひ一貫した相談支援体制をつくっていただきたいというのが一番の願いかな

と、そんなふうにも思っております。今は、先ほど申しましたようにそれぞれの担当が分かれてまいります。親御さんたちが自分たちが亡くなった後、この子がどうなるのかなあ、ずっと安心できるような仕組みをつくっていただきたいというのが皆さんの思いかなと、そんなふうにも思っております。そういうことでいきますと、御指摘のとおり、発達障害支援を充実するためには、教育、福祉、医療の連携は不可欠でございます。また、具体的には、療育訓練を継続して行うための専門職の確保や小児科などの医療との連携、施設、設備の充実や重度の心身障害児への対応の必要性などが課題でございます。

また、これらを行うための人材育成や相談体制の充実を図っていくためには、一自治体だけではなく、広域的に対応する意義と必要性は認識しております。

これまでも、つくし園の今後のあり方につきましては、駒ヶ根市において4市町村の担当者会議や近隣の社会福祉法人への視察など、研究を行ってきているところでございます。

今後の対応でございますけれども、市町村の枠組みによります広域化についてであります。まず実施主体として考えられますことは、伊南行政組合が共同事業を行う方法、それから、駒ヶ根市が主体となりまして4市町村の連携協定により行う方法などの選択肢がございます。また、運営形態としては、行政が一貫して実施する方法と、施設等は行政で用意をし、運営を民間の社会福祉法人などへ委託する公設民営の方法などがあります。幅広い選択肢の中で検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、保護者の皆さんの思いを酌みながらですね、各構成市町村の実情や意向も踏まえる中で、支援体制の充実に向けて、幅広い連携方法や費用対効果など、さらに多様な観点から検討を深め、判断をさせていただきたいと、そんなふうにも思っております。

〇2 番（加治木 今君） ただいま御答弁をいただきました。伊南行政組合でやるのは適さないというお答えになるのかなあと思いましたが、まだその余地も残りながらも、安心できる仕組みをつくっていききたいという、今、力強いお言葉をいただきましたので、また、私たちも長い目で見ながら、このことについてはどのような仕組みがいいのか一緒に研究をしてまいりたいと思っておりますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、病院改革プランについて私のほうでお聞きをしたいと思います。

このたび、平成27年3月に総務省から新たに示された公立病院改革ガイドラインを受けて、昭和伊南総合病院新改革プランが示されました。総務省からは、今までの柱に加えて地域医療構想を踏まえた役割の明確化の視点を求められ、地域医療の確保のため果たすべき役割と持続可能な経営のあり方について方向性を定めたプランになっております。この計画期間は平成29年度から33年度までの5カ年とされ、新病院への準備も挙げられております。地域医療構想、国の方針なども見据えながらの検証、新たな取り組みを加えるとされておりますが、地域医療への役割や新病院への期待も大きいところでございます。総務省の公立病院改革の推進には、新公立病院の改革プランの作成をすること、また、医療提供体制の改革と連携して公立病院のさらなる経営の効率化、再編、ネットワーク化の推進が挙げられております。

また、これと並行して長野県の地域医療構想も動いております。ここでは在宅医療などへの体制の整備が方向性として示され、詳しくは入院患者への退院支援から退院後の日常生活支援、在宅療養患者の症状が急変したときの対応、終末期のみとりまで、医療従事者と介護従事者が連携して支援する体制整備などが求められて

います。

昭和伊南総合病院は、急性期から退院まで、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟を活用して一貫して治療を受けられる体制を今までつくってきました。また、経営面においても形態を平成21年度に地方公営企業法における全部適用に見直しております。

今回のプランでは「新しく基本方針に在宅事業及び健診事業を展開し、伊南地域の中核医療機関として自治体病院としての使命を果たし、地域の医療機関や介護施設などとの連携をとり、切れ目のない医療サービスの提供を実現します。」とあります。また、この実現に向けて「退院後については、訪問看護、訪問リハビリテーションによるフォローを実施します。」とされております。今までに積み重ねてきた機能に加えて新しい面を読み取ることができます。新病院に関しましては、資金確保を目標に、さらなる利益向上を目指すプランが示されておりますが、29年度30年度は市町村からの基準外繰出の検討もされております。これら全体のことから2点の質問をいたします。

病院改革プランに見るこれからの病院像の変化と新病院への考え方をお聞きいたします。

関連いたしまして、訪問看護の充実と既存の訪問看護事業所との連携について、この2点についてお聞きをしたいと思っております。

○病院管理者職務代理人（村岡 紳介君） 加治木議員の御質問にお答えをいたします。

先月の全員協議会、また先週は構成4市町村の議会にお邪魔をさせていただき、それぞれの議会全員協議会において昭和伊南総合病院新改革プラン素案の説明をさせていただきました。多くの意見を頂戴するとともに、一定の理解をいただけたものと存じます。ありがとうございました。

地方分権の時代と言われるようになって久しくなります。平成12年に成立しました地方分権一括法において国と地方自治体の関係が改められたことが契機となったものであります。厚生労働省による地域医療ガイドライン及び総務省の公立病院改革ガイドラインは、この法律の趣旨に基づいて考えますと、国による技術的な助言に過ぎないこととなりますが、国は、この実現のために基金や地方交付税、そして診療報酬の改定などによる財政的なインセンティブをもって誘導を図ってくることとなります。病床数につきましても、地域医療構想で削減の合意をとっていきよりも、厳しい診療報酬の改定で中小病院に病院経営を諦めさせたほうが現実的であると考えていると推測するところです。

さて、振り返ってみますと、平成19年に総務省は公立病院改革ガイドラインをまとめ、自治体病院に通知をいたしました。昭和伊南総合病院もその例に漏れず、平成20年度に昭和伊南総合病院経営改革プランを策定いたしましたことは御存じのとおりであります。旧改革プランでは、数値目標を掲げた経営効率化、医師の配置や病床数の見直しを含めた再編ネットワーク化、民営化を含めた経営形態の見直しが3つの視点として挙げられていました。旧改革プランの結果、自治体病院の経営は果たしてどうなったのでしょうか。経常収支比率は向上し、経常収支黒字病院の割合は増加をいたしました。当院におきましても同様の結果が得られましたことは御存じのとおりであります。しかしながら、経常黒字のかかなりの部分は一般会計からの追加繰り入れによることが分析により判明しております。昭和伊南総合病院では、追加繰り入れ以上に黒字幅を達成はいたしました。追加繰り入れを受けておりましたことも事実でございます。これを踏まえまして、平成25年、経済財政諮問会議において安倍議長の「公立病院については改革プランに基づき取り組みを進めているが、依然

として多額の補助金に依存する体質になっている。しっかりとした経営感覚を持って経営が行われるように、そして、それが患者のためになるようにさらなる改革を進めることが重要である。」という発言につながっているものと思います。平成26年の6月に閣議決定をされました経済財政運営と改革の基本方針2014において公立病院改革プランに基づく取り組みの成果を総務省、厚生労働省が連携して評価した上で、地域医療構想の策定に合わせて今年度中に新たな公立病院改革ガイドラインを策定するとされ、現在に至っているものであります。

新ガイドラインは、基本的に旧ガイドラインを踏襲しており、大幅な変更はございません。しかしながら、幾つかの改定のポイントがございます。

その第一が地域医療ビジョンを踏まえた役割の明確化であります。当院においては、病床機能の転換を図り、回復期リハビリ病棟、地域包括ケア病棟を稼働させてきました。現在は、高度急性期から回復期地域包括ケア、そして退院への流れを細かくコントロールする体制が構築できており、運用しているところであります。

さらに、新ガイドラインでは、目標管理として、財務指標一辺倒ではなくて、医療の質を向上させる目標設定が盛り込まれています。例えば救急患者数、手術件数、紹介率、逆紹介率、在宅復帰率などであります。当院では、既にバランススコアカードによる目標管理を導入し、さらに細かく職場ごとの目標管理を実施しているところであります。

さらに、総務省は、収益向上策として医薬品費、医療材料費などの経費節減、医療の質の向上による収入確保まで言及しているところであります。そのうち、医療の質を向上させるポイントとして、診療報酬上、各種の加算というものがございます。例えば感染防止対策、医療安全、退院支援など、さまざまな項目に及びます。いずれも専門的な知識が要求されるもので、職員に各種研修を受けさせて育てていくことが必要なものです。診療報酬は技術に対して適切に配分されることを目指すものではありませんが、今後はサービスを提供して収益を上げる業態に変化していくことが求められていることとなります。機会があるごとに申し上げているところではございますが、深く広くサービスを提供しているだけの職員を雇用していく必要があるというのが結論でございます。ひいては、それが医療の質向上につながるものと考えています。

上伊那医療圏は人口10万人当たり病床数が県内で最も少なく、人口10万人当たりの医療従事者数は、医師が136.4人と県内10区域の中で少ないほうから2番目、看護師は784.1人と県内では最も少なく、医療従事者の確保が最大の課題であります。上伊那医療再生事業終了後は丸投げされ、各病院の努力によるとされております。残念ながら、当面、解決する見通しはございません。

昭和伊南総合病院では、我々の使命、ミッションとして「昭和伊南総合病院は、伊南地域の中核病院として地域住民の安全・安心のために良質で安定した医療を提供し、自治体病院としての使命を果たします。地域の医療機関や介護施設などと連携をとり、切れ目ない医療・介護サービスを提供するかなめとなります。また、地域医療に役立つ人材の育成、提供に努めます。」とうたっております。地域の中核病院として急性期医療は必要不可欠なものであることに全く異論はございません。病院機能をさらに拡大、充実させるために、医師招聘、職員確保につきましては引き続きしっかりと取り組んでまいります。しかし、今後は、こういった助ける・治す急性期医療に加えて、少しずつ寄り添う・支える医療の視点を取り込んでいかねばなりません。その病院としての取り組みの一つが回復期リハビリ病棟、地域包括ケア病棟の運営であると思います。その人らしく地域で暮らし続けるという地域包括ケアシステムの目標を達成するために、生活機能・能力の維持、向上といっ

た生活という視点が重要になります。リハビリテーション科専門員及び地域包括担当医師を各1名配置し、生活を据えた病棟運営を意欲的に行っているところです。

生活は、当然、自宅に帰ってからも続いていくわけで、その点から、退院後も継続的な支援が必要であろうと思います。上伊那医療圏の課題の一つとして、往診、訪問診療などの担い手であります開業医自体の不足や高齢化がございます。在宅医療をいかに継続、強化していくかが大きな課題となっており、住みなれた我が家で在宅医療を提供できる体制を整えるためには、行政と一体となって地域包括システムを構築していく必要があると考え、駒ヶ根市と職員交流にも取り組んでいるところであります。

また、訪問看護もその解答の一つです。退院後も当院のかかわりが必要な患者様を対象に、既に行っております。これは医療保険による訪問看護でございます。介護保険による訪問看護もございまして、今後は対象者の増加が見込まれています。平成26年度に駒ヶ根市が開催いたしました在宅医療推進のための地域における多職種連携懇談会に病院として参加をいたしましたが、その中で病院が訪問看護、特に24時間体制のとれる訪問看護について要望がございました。病院側の施設要件の整備や既存事業者とのすり合わせが必要な部分がございます。今後、研究をまいります。

訪問リハビリについては、ことしの4月より回復期病棟を退院した患者様につきまして、退院より1ヶ月の間、当院からリハビリスタッフによるリハビリを実施しており、その後は地域の医療機関や開業事業者へ引き継いでいるところであります。

和顔愛語の病院理念に基づき、伊南地域の中核病院として、地域住民の安全・安心のため良質で安定した医療を提供し、自治体病院としての使命、安定した経営を果たしつつ、地域医療機関、開業医や訪問看護事業所、介護施設などとの連携を図りつつ、病院運営に取り組んでいく所存でございます。

○2 番(加治木 今君) 御答弁をいただきました。ただいまの病院改革プラン、病院の将来像に関して、それから、先ほどの組合長の発達障害支援に関しましても、2つは大変関連していることでもございます。また、地域住民が安心して暮らせるこの伊南の体制を病院と伊南行政組合でしっかり連携をしてとっていただけることが住民が安心していける伊南の地域になると確信をいたしました。

また、これからは、介護事業、医療、すべて経営と、それから温かい心、その2つの両立をもってやっていかなければならない難しい環境になってくると思いますけれども、この議会、そして組合が協力して、この伊南の地域を盛り上げることができればと思ひまして、それを願ひまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長(松下 寿雄君) これにて加治木今議員の一般質問を終結いたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後3時29分 休憩

午後4時35分 再開

○議 長(松下 寿雄君) 本会議を再開いたします。

日程第9 これより委員長報告に入ります。

議案第15号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第16号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 平成28年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）

以上6議案を一括議題といたします。

本案は、本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

総務衛生委員長より議案第15号から議案第17号までを、議案第18号については病院厚生委員長から、議案第19号については総務衛生委員長から、議案第20号については病院厚生委員長から、それぞれ審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（山崎 啓造君） それでは総務衛生委員会での審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました条例の一部改正にかかわる議案3議案につきまして、本日、委員会を開催し、内容を慎重に審査いたしました。

議案第15号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、質疑、討論はございませんでした。全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

続きまして、議案第16号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、質疑、討論はございませんでした。全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

次に、議案第17号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、質疑、討論はございませんでした。全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上、総務衛生委員会での審査結果の報告といたします。

○病院厚生委員長（菅沼 孝夫君） それでは病院厚生委員会での審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託された議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例にかかわります本委員会での審査結果の報告をいたします。

本日、委員会を開催し、内容を慎重に審査いたしました結果、議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、質疑、討論なく、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○総務衛生委員長（山崎 啓造君） それでは、本日の会議において本委員会に付託されました議案第19号 平成28年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）にかかわります本委員会での審査の結果を報告いたします。

本日、委員会を開催し、内容を慎重に審査いたしました結果、議案第19号 平成28年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はございませんでした。全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上、総務衛生委員会の審査結果の報告といたします。

○病院厚生委員長（菅沼 孝夫君） それでは、本日の会議において病院厚生委員会に付託されました議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）にかかわります本委員会での審査結

果の報告をいたします。

本日、委員会を開催し、内容を慎重に審査いたしました結果、議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、質疑において「患者数は増加しているが、職員数が減っている。職員の体制はどうか。」と、こうした質問に対しまして「ドクター1名減っているように見えるが、非常勤医師も常勤の医師と同じように勤務をしていただいているので、別段の負担は増えていない。」と、そういう答弁がございました。それからまた、「苦情、クレームについての対応はどうなっているか。」という質問に対しまして「患者様のお声を投書により対応している。また、経営会議で検討し対応している。」このような答弁がございました。討論はなく、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議 長（松下 寿雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

まず、議案第15号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号 伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

引き続きまして、議案第17号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 平成28年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成28年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成28年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで組合長よりごあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） 平成28年第5回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のあいさつを申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきましたすべての議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御決定を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

各市町村におかれましては新年度の予算編成作業が始まっていることと存じますが、人口減少、少子高齢化が進み、税収や交付税も伸びない中で、市町村財政の状況は引き続き大変厳しい状況にあります。構成市町村の分担金を主な財源として運営をしております伊南行政組合におきましては、事業の効率化や業務の改善に鋭意努めてまいりますので、今後とも御指導、御協力をお願いを申し上げます。

終わりに、平成28年の年の瀬もいよいよ迫り、師走の慌ただしい時期であります。また、寒さが一層厳しい折でもありますので、議員各位におかれましては、御自愛をいただき、ますます御健勝で御活躍をされますとともに、明るく輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念を申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議 長(松下 寿雄君) 以上をもって平成28年第5回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

○次 長(唐澤 彰君) 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)
お疲れさまでございました。

午後4時49分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成28年12月21日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員